

〔講演録〕

日本の刑事司法の特徴と冤罪原因の関係

郷原信郎

- I はじめに
- II 日米の刑事司法制度の比較
- III 刑事司法における検察の存在
- IV 日本の検察の問題
- V 刑事司法における現在の構図が社会に与える影響
- VI 検察の組織体制の問題点
- VII 日本版司法取引について
- VIII 冤罪再審問題と検察
- IX 美濃加茂市長事件からみる日本の刑事司法制度
- X 質疑応答
- XI 法曹を目指す学生へのメッセージ

I はじめに¹⁾

ご紹介いただきました、郷原です。よろしくお願いたします。

先ほど、ずっと裁判官の職務に携わり、真実に目を向けられてきた、私も大変尊敬しております木谷先生から、日本の刑事司法における冤罪を招きやすい構図について、大変に適切なご指摘がありました。

私も、木谷先生のご指摘はまさにその通りだと思うところがほとんどです。私からは、木谷先生が言うておられました、日本の刑事司法における冤罪を招きやすい構図が、日本の刑事司法のどういう特性から来ているのか、日本の刑事司法にはどのような特徴があるのか、そしてその中心に位置づけられる検察の存在について、私自身が23年間検察に所属して仕事してきた経験からお話ししたいと思います。

私も、今まで検察や刑事司法の問題についてはいろいろな本に書いてきました。その中の、私と元裁判官の森炎氏との対談本の中で、先ほど木谷先生が言うておられた裁判所と検察の関係について、森炎氏が非常に象徴的な言葉を端的に表現してくれている部分があります。

私が、「検察官の立場からすると裁判所は検察の言いなりだと言う。しかし、結構いろいろ公判ではうるさい指摘をするではないか」と言うようなこと少し言ったところ、森炎氏が「それは、言いなりになるというより、むしろ、積極的に検察にもたれかかりたいという精神性なのです。もたれかかるのではなくて、もたれこみと言った方が適切かもしれません。表面的にはいろいろ細かい点でうるさい事を言って、検察官に注文をつけたりしても、潜在的にはそれほど根深い依存意識があります。」ということを行っています。

どうして、刑事裁判官が検察官にもたれこむというようなことになるのか。そこに日本の刑事司法をめぐる構図の根本的な原因があるのではないかと思います。

そういったことを中心にお話するとともに、それが、再審・冤罪をどのように

¹⁾ 本稿は、2018年7月15日、早稲田大学大学院法務研究科において、元検察官である郷原信郎弁護士に、冤罪が発生するプロセスについてお話頂いた内容に加筆修正したものである。本誌にも掲載されている木谷先生の講演と同時に行われ、当研究科1年生から3年生の多くの参加を得て、大変有意義な開催となった。

防止するのか、どう関係してくるのか、というところに触れたいと思います。

また、先ほどのご紹介の中で話がありました、美濃加茂市長事件で、私は主任弁護人としてずっと弁護を担当してきました。残念ながら、一審無罪、二審逆転有罪、上告棄却で、現在のところは有罪が確定していますが、これも真実は冤罪です。その冤罪を明らかにすべく、まだ民事訴訟を起こして戦い続けています。このお話も後ほどしたいと思います。

II 日米の刑事司法制度の比較

この日本の刑事司法の特徴を大まかに理解する上で、例えばアメリカの司法制度と比較した時に、日本の刑事司法制度にはどういう特徴があるのかということを考えてみます。

まず、刑事司法の目的という面で言うと、日本の刑事司法の目的は、何と言っても正義の実現であり、刑事訴訟法にも書いてあるように、実体的真実の追求ということになります。基本的に、目的・目指すところはそれに尽きるということです。もちろん、その正義とは何か、あるいは真実とは何かは、神のみぞ知ることですが、それをとことん制度的に目指して行くというのが、日本の刑事司法の基本的な考え方です。

それと比較すると、アメリカの刑事司法というのは、どちらかという機能を重視する、という面が強いのではないかという気がします。「司法というのも、そしてその中の刑事司法というのも、一つの手段である。社会の中で一定の重要なことを実現していくための手段である」という考え方が強いのではないかと思います。手続きを極めて大切に作る刑事司法です。陪審制度というのは、市民が選んだ陪審員によって裁かれるという、そのこと自体に社会が大きな価値を認めている、基本的な考え方だろうと思います。

そして、それぞれの刑事司法制度の下での被疑者の対応は大きく違うと思います。

日本の場合は基本的に自白率が高い。木谷先生のお話の中にも、否認した場合には不利益になってしまうとありました。基本的には、罪を犯したことを自白する人が多い、というのは日本の刑事司法の特徴です。

それに対して、アメリカの場合は黙秘権を行使するというのが当然視されているし、弁護人による法廷戦術というのが徹底して行われることも、社会的に評価される。そして法廷戦術によって裁判結果が異なるということも、ひとつの自己責任的なものとして、容認されるわけですね。良い弁護士を頼んだら、いい裁判結果になる、ということも許容される範囲内ということになります。

そういうことの背景に、先ほど申し上げたように、日本の場合は実体的真実の追求が中心であるのに対して、アメリカの場合は適正手続の制約のもとで、あくまで司法上の真実に基づいて裁判をするというのが基本的な考え方である。そこに大きな違いがあるのではないかと思います。

先ほど、アメリカの司法の考え方、刑事司法の考え方は機能的だといいました。それが典型的に出るのが、事故についての責任追及のあり方です。

何人もの人が亡くなるような重大な事故が発生したとき、日本の刑事司法の考え方ってというのは、まさに実体的真実を追求し、「犯罪が成立するのであれば処罰されるべきだ。それには何にも優る価値がある」という考え方ですから、重大な事故があれば、業務上過失致死傷の疑いがあれば、そのための捜査が全てに優先をするという考え方になります。しかし、アメリカの考え方はそうではなく、「事故というのは必ず起こり得るもので、その原因を究明して再発防止を図ることが社会的には最も重要だ。そのためには、意図的に人を殺したならともかく過失によって人を死なせてしまったのであれば、その処罰よりも、原因を究明することの方が重要だ」ということに社会的なコンセンサスが得られれば、最初からその部分は処罰の対象にしないこともありうるわけです。そういう意味で、もっと大きな社会的な価値があれば、その一定の範囲の刑事処罰は、場合によっては諦めるということも許容するのがアメリカの司法ではないかと思います。

そして、そういう考え方の違いのもとで、刑事裁判にはどういう特徴があるかと言うと、日本の場合は、いわゆる精密司法。基本的にはその事件について何が起きたのか、どういう事実だったのかを、事細かに明らかにする、という考え方です。そして、色々言われているように、有罪率が極めて高いというところに特徴があります。99.9%以上の有罪率になるというのが日本の刑事司法です。この精密司法の所に関連しますけども、当然、犯罪事実を事細かに明らかにする最も有効かつ端的な手段は、自白を得ることです。そういう意味で、自白を得るこ

とが、刑事裁判の中で重視されてきました。自白によって立証するということが、そのために捜査段階でとられた供述調書によって立証するということが、日本の刑事司法の中では相当重視されてきたことは確かです。

それに対して、アメリカの場合は、陪審で市民が判断して、事実認定を行います。ですから、当然その事実認定は、かなり大雑把なものになります。大雑把な立証でいいわけですから、事細かにストーリーが書かれているような供述調書ではなく、断片的でもいいから法廷証言を中心に立証をしていきます。一方で、黙秘権あるいは取調べでの弁護人立会権は基本的に保障されています。そしてもう一つは、先ほどの機能的司法ということにも関連しますが、司法取引が活用されていることです。ある刑事司法の目的を実現するためには、「実はその被疑者・被告人は ABC の犯罪をしている。そのうちの BC はこの際不問に付して、A を認めさせる。A については、有罪答弁をすれば、裁判での事実認定は行わないで、そのまま刑の執行が行われる」ということもアメリカでは認められるわけです。ABC の犯罪をしたという真実があれば、そこでどのような事実があったかということ、全て刑事手続の中で明らかにすべきだというのが、基本的な日本の司法の考え方ですが、アメリカの場合はそれにはこだわらない。最終的に本人がいいと言え、それだけで処罰をすればいいのではないかという極めて合理的な考え方です。

この辺りは、一か月あまり前に導入された、日本版司法取引とアメリカの司法取引との違いにも非常に大きく関わってきます。

Ⅲ 刑事司法における検察の存在

こういった日米の司法制度の考え方の違い、運用の違い。これに対応するものとして、刑事司法における検察の存在があるだろうと思います。

検察の存在は、まさに刑事司法における問題なのですが、民事も含めて日本の社会における司法の機能ということに関して、「法令遵守が日本を滅ぼす」という本を 10 年余り前に出した頃から、私は、以下のようなことをずっと言ってきました。

日本の社会における司法の機能は、社会の中心部で起こる揉め事の大部分を

解決していく機能があります。他方で、日本の司法はアメリカの司法に近い機能と考えられますが、そういう機能ではなくて、どちらかと言うと社会のバウンダリー、外縁部のところで主として機能してきたのが従来からの日本の司法ではないかと。

民事司法の場合は、普通の人同士での争いごとは司法的手段以外のもので解決できるけども、どうにもならない感情的ないがみ合いが加わってしまうと、そういう解決ができない。感情的な争いは、裁判沙汰になる。近親者間での憎悪が混じったトラブルとか、どうにもならない物事というのが、民事上の司法上の解決の対象になる場合が、少なくとも、かつては多かったと思います。

そして刑事司法の基本的な機能は、社会の中心部で行われている活動に対して法を当てはめるということではなく、社会から少し外れたところにある異端者・逸脱者に対して、犯罪をしたというレッテル付けをして社会から排除する、あるいは処罰する・服役させる、というようところが刑事司法の基本的な機能であったということが言えると考えます。刑事司法の機能の中で、検察というのは異端者・逸脱者の排除という、刑事司法の機能などの後始末的な機能に関して絶対的な権威と信頼を確保してきた、それが従来からの検察の存在ではないかと思えます。そしてそれが検察の正義とされてきたわけです。少なくとも刑事処罰に関しては、例外なく、検察が何らかの形で判断を行う。そして、検察の判断というのが正義だ、というのが、日本の刑事司法の中で、長い間維持されてきた基本的な考え方ではないかと思えます。

疑獄事件などに関して、国会で刑事局長や法務大臣が具体的な質問をされると、「個別具体的な事件についての答弁は差し控えさせていただきます」と言った後で、「なお一般論として申し上げれば、全ての刑事事件は法と証拠に照らし適切に処理されております」と答える。これが、必ず出てくる文言です。検察の正義をまさに表現している言葉だと思えます。

少なくとも、あらゆる事件について、検察が法と証拠に照らして適切に処理しているから正しい、と検察の組織内では常に考えており、世の中でもそう考えるべきだと、組織内的に確信を持っているわけです。そういう考え方が取れることには検察が正義を独占していることを支える、検察を巡る制度というのがあります。

まず、検察は基本的に公訴権を独占しています。10年ほど前の法改正で、検

察審査会による起訴強制という制度ができましたが、極めて例外的なものです。基本的には検察が公訴権を独占し、しかもその公訴権の行使について、検察は広範な裁量を持っています。犯罪に該当するかどうか、証拠によって犯罪事実が認められるか否かの判断についても、犯罪に該当するとした場合にそれを起訴する必要があるか否かの判断についても、検察官の裁量で決することができる。そして、ひとたび検察が組織の中で、その組織内的な手続きに則って、その起訴不起訴という結論を出した時、仮に不起訴という処分であったとしても、なぜ不起訴かという点について理由の説明はしません。そして、その根拠となる資料・情報の提示もしません。検察官には、情報開示責任も、不起訴についての説明責任も求められません。逆に、後ほどお話しする、ある種の犯罪については、実際には世の中に数多くの同じような犯罪があるのに、その内なぜこれだけが起訴されるのかという起訴の説明。これも検察には求められません。そういった制度の下で、検察の中では、起訴不起訴、そして最終的には論告求刑とか、あるいは無罪判決に対して控訴するか否か、再審開始決定に対して特別抗告するか否か、について、組織内で検討を行って、組織として意思決定をした場合には、検察が組織として決定したことが正義ということになるのです。

そのため、一旦検察の正義の下で決定された事項についてはどうしてもそれを維持しようとするバイアスが働きます。ことの是非はともかくとして、それが検察という組織の実態だということは、まず認識しておく必要があります。

では、その検察の組織の内部というのは、どのような組織のあり方なのかという点についてですが、一般の官庁とは違う、何とも言えない極めて曖昧な形で、責任の所在がはっきりしない意思決定プロセスの仕組みになっているのが、検察の組織だと言っているのではないかと思います。このあたりは、検察組織の中で仕事をしたことがないと実感として分かりにくいところがあります。

検察庁の法律上の根拠が、検察庁法1条に書かれています。検察庁は、検察官の行う事務を統括する所とする。ここで出てくるのは、「検察官」なのです。「検察官」というのは、一人の検察官のことです。その検察官が行う事務を統括するのが検察庁なのです。検事に任官した際「君たちは独任制の官庁であり、一人一人の検察官それぞれが官庁なのです。」とよく言われます。一人立会事務官がついている程度の話で、ごくごく小さな官庁ですけども、しかし一応、検察官それぞれが独任制の官庁ということになっていて、検察官の権限は、その一人一人が

持っているのです。法的には、検察官個人が権限を行使できるのです。起訴をすることも、不起訴にすることも、控訴をすることも、全てその個人の検察官の権限です。

ところが、もう一つ検察には重要なドグマとして、検察官一体の原則というものがあります。検察官の場合は、その検察官以外にも上位にいろんな決裁官と称する検察官がいるわけです。地検の平検事の上には副部長、部長、次席、検事正がいます。そして、基本的には、事件の軽重によって、その個々の検察官の権限を行使するときのプロセスが変わります。重要な事件であれば、上の方の上司まで順次了解を得て決裁をもらった上で権限を行使する、というルールに、検察庁の内部的になっているわけです。軽微な事件であれば、主任検事だけの判断で決めることもできます。重要な事件であればあるほど、地検なら地検の一番上まで、場合によっては高検、最高検まで了承を得て、初めて決めることができる、という意味で、検察官の一体性が確保されているのです。個人個人の判断だけじゃなくて、組織的な意思決定したことになるのです。上の方が決めるのだったら他の官庁と変わらないのではないかと思われるかもしれませんが、しかし、あくまで権限を持っているのは検察官個人で、その手続に関して上司の決裁が必要というだけなのです。仮にその主任検事が、「起訴すべきだ」という意見で、上司は「不起訴にすべきだ」という意見だったらどうなるでしょうか。その場合も、主任検事が自分の考えに反して不起訴にする義務はありません。上司にはその検察官に、起訴不起訴の処分を命じる権限はありません。どうしても意見が対立したときには、上司は事務引き取り移転権を行使することになります。「それじゃあお前はこの事件から外す」と言って、他の検事にその事件を担当させる。最終的にはやはり上司の意向に従った事件処理になっていくから、検察官の一体性が保てるということになるわけです。独立性のドグマと一体性のドグマが実によく調和した形で検察庁の、検察庁法 4 条に書いてある、こういう職務が行われているということです。

IV 日本の検察の問題

日本の検察の問題を、どう捉えるのか、問題の核心はどこにあるのかというこ

とをお話しします。

この話をしだすと、まさに、これまでにたくさんの本に書いてきたことで、きりがなくらい言いたいことがあるのですが、まずひとつ言えることは、検察という組織も、行政組織であることに他の官庁と変わりはないということです。国の行政機関ですから、本来は行政機関というのは、その行政権の行使について、国会に対して責任を負い、最終的には国民に対して責任を負っています。逆に言えば、国民の意思に何らかの形で基づいて権限を行使しているということにならないと、ガバナンスという話からするとおかしいのです。ところが、先ほどからいっている、日本の検察の組織を巡る制度・検察の特性から、この国会や国民との関係が遮断されているのです。検察の場合、検察の組織を支えている主権者が国民であるという認識があまりないと思います。

よく、検察権の行使に関し、「不偏不撓厳正公平」といっています。民意というのは完全に遮断されていると言うのが、検察の側の、検察の組織の中での意識です。

どんな原理に基づいて行なっているのかと言うと、これは一言で言うと、「正義」なのです。言い換えれば、検察には、「正義によるガバナンス」しかないのです。

そして、何が正義かと言うと、検察の組織はすべてが内部で完結している閉鎖的な組織・自己完結的な組織なので、そこで、そういう内部だけで、内部だけの手続で、決めたということ自体が、正義の根拠なのです。検察庁内で、一定の決裁のプロセスに従って、たくさんの法律家集団である検察内部で、これが正しいと判断したことは「正義」なのです。これしかガバナンスの根拠がないというのが実際のところなのです。

私の特捜部時代の上司でもあった、今内閣官房参与もやっている元特捜部長、元検事長の方が、ある本の中でこういうことを言っています。「国滅んでも正義は行われるべし」。国が滅んだら、私は正義も何もないのではないかと思うのですが、その人の考え方では、「正義」というものは国以上に大事なものなのだということのようです。そのぐらい検察っていうのは重要なものに奉仕しているのだという確信があるのだらうと思います。ここまで行くと、若干宗教に近くなるのではないかという気がします。そのぐらいの思い込み・思い入れを持って、しかも検察の組織内で完結した意思決定によって捜査をして起訴をするのが特

捜事件なのです。検察の「正義中心の考え方」は特捜事件で特に強く色濃く現れるのです。

では、再審に対する検察の対応はどうかと言うと、それも若干似たところがあるかもしれません。というのは、一般事件と特捜事件とを比較すると、特捜事件の方が全部検察が自前でやるので、「検察の正義」というのが色濃く出るのに対して、警察が送致する一般の刑事事件は、検察は、起訴不起訴を判断する立場でもあり、「検察の正義」へのこだわりは、特捜事件ほど強いわけではありません。しかし一般事件でも、起訴され、公判での審理を経てひとたび有罪の確定判決になったということは、検察の判断が検察の外の存在である裁判所にも、認めてもらったということです。検察の正義に対する確信が一層深まったこととなります。それだけに、その正義を否定する力に対しては強く反発するし、なにがなんでもそれを否定されたくないと思うバイアスが働きます。これもひとつの検察という組織の生理現象と考えていいと思います。

ですから、検察は地裁で再審開始決定が出た場合、ほぼ必ず即時抗告するので。そして、高裁でも再審開始を認めた場合に最高裁への特別抗告まで行うこともあります。なぜそれをやるのかと言うと、その背景には、検察の正義へのこだわりというのがあるのではないかと思います。この再審の話は後程もう少し詳しくします。

V 刑事司法における現在の構図が社会に与える影響

このような、検察が刑事司法の正義を独占している構図というのが、様々な社会的な影響をいろんなところに及ぼすわけです。

まず、色々とマスコミの世界で問題になる、有罪視報道と犯人視報道。諸外国からするとなかなか理解してもらえないほど、日本のメディアは犯人が逮捕された段階あるいは起訴された段階で、ほとんど犯人と決めつけたような報道をします。推定無罪の原則というのは、国際的には当然視されている原則なのですが、日本の刑事司法・刑事事件の報道に関してはほとんど無視されます。なぜでしょうか。ここにも、基本的に検察の正義の構造というのが、その背景にあるのです。

まず、検察が起訴したということは、検察が組織的に「これが正しい」と認めたということです。そして、最初にお話ししたように、まさに森炎氏も指摘しているように、裁判官の多くは検察にもたれかかります。ほとんど無罪判決を書こうという意思すらない裁判官もたくさんいますし、書いたことのない裁判官もたくさんいるかと思えます。裁判官時代の木谷先生というのはそういう意味では一般的な裁判官とは違う、特別な存在だと思います。

ですから、検察が起訴した場合、裁判所はよっぽどのことがない限りそれを追認するだけだということになります。そして、裁判の結果も、99.9%有罪だということになります。そうであれば、事実上検察が起訴した段階で白黒がはっきりしていることになるわけですから、メディアとしてはその前提で報じる方が合理的だということになります。「犯罪者の烙印」とは、本来は有罪判決が確定した段階で押されるべきものなのですが、99.9パーセントの確率で、被告人が「犯罪者の烙印」を押されることになるのであれば、少しでも早く、世の中が関心を持っている間に、それを報じたいと思うメディアは、早い段階でそれを報じようとする。だから、起訴の段階で犯人視、有罪視した報道をする、ということなのです。そして、何故逮捕の段階で犯人視するのかと言うと、逮捕された段階で起訴に直結するような事件、必ず起訴されると思われる場合には、マスコミは逮捕の段階から起訴されるのはほぼ確実だと考えて、早い段階から起訴された被告人と同様に犯人視してしまう傾向が強いということになるのです。

あの美濃加茂市長事件がそうであるように、現職市長を収賄で逮捕した事件などでは、警察が逮捕して検察官が勾留しないことはまずありえませんし、検察官が勾留したら起訴をしないことはまずありません。なぜかというと、警察は、逮捕の段階で検察官に事前相談しているからです。起訴してくれるという約束があるからこそ、逮捕しているのです。そのため、逮捕が最終的に有罪判決につながる可能性が極めて強いというのが、これまでの様々な事件から言えるので、マスコミはどうしてもそれを先取りした報道をしていくことになるわけです。

以上のようなことが、マスコミの犯人視報道・有罪視報道の背景にあることは間違いありません。ですから、推定無罪の原則というのは日本ではなかなか働かないということになります。そして、結局、そのことの背景に、検察が刑事司法の正義を独占している構図があるということなのです。

先ほど、特捜検察というのが、検察の正義が最も色濃く現れる組織であり、特

捜事件というのはそのような事件なのだとお話をしました。ここで、特に特捜事件に関してよく言われることの中に、検察にも説明責任があるのでないかという疑問があります。これはある意味では当然なのです。検察だって行政機関なのですから、説明責任がないというのはおかしいのです。しかし、検察は説明責任を果たしたことはほとんどありません。極めて例外的に不起訴の理由を説明したりすることありますが、例えば、この間の森友事件の時の不起訴について会見で説明したのがそうですが、これは極めて例外的な対応です。

特にこの説明責任というのが問題になった事例、起訴をしたことについての説明責任、刑事事件として立件したことについての説明責任が問われたことが過去にあります。陸山会事件での小沢一郎氏に関連する政治団体の政治資金規正法違反事件です。なぜ政権交代の可能性のある総選挙を控えた時期に、野党第一党の党首の政治献金に関して、なぜ、それまでは刑事事件として立件されなかった軽微な事件を、なぜ取り上げたのか、そんなのは他にもいくらでもあるのではないかと、なぜこれだけ取り上げたのか、というような観点から起訴についての説明責任を問われたことはあります。しかし、検察は、その事件でも説明責任は全く果たしませんでしたし、特捜部が刑事事件として立件したこと、起訴したことの説明責任を果たしたことは全くありません。

起訴についての説明責任ってというのは、基本的に一般の事件では問題にならないのです。説明責任は、不起訴については問題になるのですが、起訴について問題になりません。それは、次のような構造によるものです。

刑事事件には二つのタイプがあります。一つは、「殺人強盗窃盗のような伝統的な犯罪です。この場合、基本的に価値判断の要素は希薄で、犯罪が認められる限り起訴するのは当たり前、まさに、そこでは犯罪は、個人的な事象です。また、その個人が犯罪を犯したかどうかということは、他の人が犯罪で処罰されるか否かということに直接関係しません」。これを「A型の犯罪」と言います。

それに対して、経済犯罪、政治に関連する犯罪には、世の中には、実は同様のことが多数行われています。それを捜査機関が取り上げれば犯罪であるとは言えるが、通常は、行政機関による行政処分程度は行われても、わざわざ取り上げて立件して刑事事件にすることはない。そういう犯罪が突然犯罪として取り上げられて起訴されたりすると、「なぜ、刑事事件として立件したのかなぜ起訴したのか」ということが問題になります。こういう事件では、そういう事件を刑事事

件にすべきかどうかというところに価値判断が含まれることとなります。法律の趣旨に沿って考えると、そういう行為は刑事処罰以外の通常のやり方では、法目的が達せられない、悪質重大だから処罰する、ということではなければならないはずで、そのような価値判断が本来必要なはずで、その手の犯罪というのは私は「B型の犯罪」と呼んでいます。それに関して、もう一つ重要なことは、その一件が刑事事件として取り上げられることの社会的影響、経済的影響、場合によっては政治的な影響が非常に大きいということです。その事件について検察が犯罪だ、犯罪として処罰すべきだという判断をすれば、ではこれはどうですか、あれはどうですか、ということが当然問題になってくるからです。同じような事をやっている人は、「もしかすると自分捕まるのではないか」というような不安を持つことにもなります。それが社会に対して大きな影響を与えることとなります。かなり前の話になりますが、ライブドア事件、村上ファンド事件などがその典型例です。その後の、福島県立大野病院の医療過誤事件というのもありました。帝王切開手術の失敗で妊婦さんがなくなり、勤務医が逮捕された事件です。そういう帝王切開の失敗ぐらいで逮捕されるようなことがあるのだら、もう産科医なんてやっていたら辞めた医師が何人も出ました。その結果、病院で産科の医療を受けられなくなった妊婦さんがたくさんいるわけです。そのぐらい、同じようなことが世の中にいろいろ場にあるような犯罪を犯罪として取り上げることは非常に大きな社会的影響が生じる。それだけに、そういうB型の事件について、本来は、検察が説明責任を果たすべきなのです。しかし、検察はそういうものについても一切説明責任を果たしてきませんでした。すべて検察の正義で押し切ってきました。

VI 検察の組織体制の問題点

それでは、こういう検察の現状について、何が問題なのかと考えてみますと、やはり検察官の職権行使が独立していると言っても、実際には独立していないこともままありえるという点に根本的な問題があるのではないかと思います。検察組織にとって重要な事件であればあるほど、組織の考え方や組織の意向に従って捜査・処分が行われる傾向が強くなります。もちろん、権限としては検察

官個人にすべての権限が与えられているわけですから、私は納得できませんと言って抵抗しようと思えばできます。ですが普通そんなことはしません。するとしたら私ぐらいなものです。

なぜかと言うと、その背景にあるのが、結局検察も官僚組織だということです。本来は独任制の官庁という、個人個人が権限を持っている組織であり、一般の官庁とは違うのです。本当は違うのですが、組織全体が官僚組織で、終身雇用で年功序列です。そんなところで、その若い検事が偉そうなことを言ったって、「こいつはちょっと変わったやつだな」と組織から目をつけられるだけです。そう言った馬鹿なことをしない、良識を備えた、というより「検察組織的な常識」をわきまえた検事が出世をして行って、最終的にそれなりのポストに着く、ということがこれまでずっと繰り返されてきたのです。ですから、検察官個人の判断というものは、重要な事件であればあるほど大きな制約を受けます。

ただ、その検察にもいろんな向かい風や逆風が吹いたりしました。いろいろな問題が指摘されて、検察もこの10年ぐらいの間揺れ続けました。私は、ライブドア事件や村上ファンド事件の頃から検察を批判してきましたし、特に、陸山会事件については、特捜検察を徹底的に批判してきました。そして、ちょうど、その陸山会事件を中心に『検察が危ない』という本を出した暫く後に表面化したのが大阪地検の村木事件での無罪、証拠改ざん問題などの不祥事です。

こういった一連の不祥事が起きるのは全く当然です。今申し上げたような検察が正義を独占する構図で、検察の中で全て正しい判断が行われているという前提で、これまで刑事司法が運営されてきました。特捜検察に関していえば、先ほど言った、社会に対して大きな影響を与えるB型犯罪については、特に検察に誤りは許されません。特捜検察が全知全能の神でなければならないわけです。ライブドア事件のような、村上ファンド事件のような、金融商品取引法の問題、証券取引法の問題、医療の問題、あらゆる問題について全てお見通しで適切な判断ができる、これが検察の正義の前提です。個人個人には中には能力が不足している奴や愚かな奴がいるかもしれないけど、検察はそれを全て組織でカバーして、最終的には正しい判断適切な判断をするのだという前提でやってきているわけです。

しかし、実際そうはいきません。間違いが必ず組織の中で是正されるということはありません。残念ながら私の経験上では、特捜事件ではない一般の事件に関

しても、本当に検察がそこまで緻密にあらゆる証拠を見て、全ての証拠に基づいて、これ以上はないというぐらいの絶対的な正しい判断をしているとは、必ずしもいいきれないと思います。

木谷先生が「そもそも全ての証拠を弁護人に開示すべきなのに、それを開示していないことが問題だ。」と仰っていた、まさにその通りです。

では、何故開示しなくてもいいということになってきたのか、検察はなぜ開示しなくてもいいと考えてきたのか。これは間違いなく、検察は正義であり、検察は全知全能の存在だという前提だからです。消極証拠も含めて、全て検察官が適切に評価判断しているのだから、その判断の根拠になっているものを裁判所に見てもらえばよい。弁護人もそれに文句があったら反論すればいい。それは、検察がすべて全知全能だという前提で、あらゆる証拠を評価しているからこそ、それで済むのです。しかし残念ながら私が見てきた検察は、決してそういうものではありませんでした。ですから、99.9%以上の有罪率の刑事裁判で有罪とされてきた事件の中に、検察は有罪と判断していても、実はそうではないものが、ある程度の数はどうしても生じざるを得ないと思います。

ただ、おそらく諸外国と比べれば、刑事司法のパフォーマンスとしては全体としては適切なのだろうと思います。トータルの成績で、ということでは。どれだけの犯罪全体の中で、どれだけを検挙し、どれだけを確実に処罰して更生させるかという指標で考えた時には、刑事司法のパフォーマンスは相対的に優秀だと言えると思います。

しかし、仮に、有罪だという検察の判断が間違っていた場合、絶望的な状況になります。それが刑事司法の、日本の刑事司法の病理です。極めて局所的なものではあるかもしれませんが、局所的であっても、絶対に無視することはできない冤罪という現象が、そういう形で一度生まれると、絶望的な状況になるわけです。検察の正義がいろんな形で揺れ動いてきたこの10年ぐらいの間に、検察もいろんな改革を求められ、改革するような姿勢を示し、口先では検察改革を唱えましたが、では、何か根本的に変わっただろうかと言うと、私には決して根本的に変わっているようには見えません。私も今は、検察の外にいる人間ですから、その内情の具体的なところを知っているわけではありませんが、あまり根本的には変わっているように思いません。後ほど具体的な事例としてお話しする美濃加茂市長事件での検察の対応がまさにそうです。

VII 日本版司法取引について

そして、いまひとつ大きな問題になっているのが、日本版司法取引がこれから導入されることが、この日本の刑事司法に、そして検察の正義にどういう影響を与えていくのかということです。

これは、どうしてそういう方向に法務省や検察が動くようになったかと言うと、その背景には、検察不祥事によって、それまでの武器をかなりの部分奪われたということがあります。

最初にお話したように日本の刑事司法は精密司法というのが特徴です。調書中心主義・自白中心主義という形で、密室の取調室で詳細な供述を得て、それを供述調書化して、裁判で立証する。調書が同意書証として証拠になれば、それがそのまま裁判の証拠になりますし、もし同意書証にならずに裁判で争われたら、これはその調書通りの証言を、慎重に証人テストをした上で証言してもらおう。ということで、結局その供述調書と同じような内容の立証が行われるというのが、これまでの日本の刑事司法で、供述・自白中心の立証でした。

それが、大阪地検の不祥事の際、郵便不正事件などでの検察の取り調べがいかにもでたらめなものなのかというのが発覚してしまいました。そのため検察は従来のやり方が維持できなくなってきたのです。

実は、それよりずっと昔に検察の取り調べのでたらめさは発覚していました。このパンフレットにも書かれていましたように、私、一作だけ『司法記者』という推理小説を「由良秀之」というペンネームで出しています。ゼネコン汚職事件の時の検察の暴走がモデルです。この中でもめちゃくちゃな取り調べの場面がたくさん出てきますが、これはほとんど私が直接体験した、周りで起きていたことです。実際に、あのゼネコン汚職事件では検察官の取調べでの暴行陵虐事件が起き、刑事事件になりました。ところが、やはり検察とメディアの関係から、そういう問題をほとんどメディアは報じてこなかったのです。そのため、検察は長らくやりたい放題だったのです。しかし、大阪地検の不祥事でさすがにそれが維持できなくなった。そこで、それに代わる手段として、検察が得ようとしたのが、この司法取引という手段なのです。司法取引によって新たな捜査の端緒を掴み、証拠を掴み、それによって刑事事件を立件して起訴をしようと考えたのです。

ただ、あまり世の中に理解されていないのですが、この司法取引に関しても、最初にお話しした、日本とアメリカの刑事司法の違いに由来する、日本版司法取引の大きな特徴があります。それは、自己負罪型の司法取引が導入されず、他人負罪型だけが導入されたということです。

アメリカの司法取引の7~8割方は自己負罪型です。例えば、自分自身が ABCD という4つの罪を犯していたとして、「そのうちの CD を不問に付すことと引き換えに、AB を認める」という合意が成立した場合、法廷での有罪答弁で AB を認めると裁判での証拠による立証は全然やらないで、有罪になります。これがアメリカの司法取引であり、自己責任で何でもできるという極めて機能的な刑事司法の考え方によるものです。

ところが、日本の場合は、自分自身の犯罪事実について一部を認めるということで、一部を不問に付すという自己負罪型は導入しなかった。他人の刑事事件について捜査公判に協力することの見返りに求刑を軽減したり、不起訴にしてやるという恩典を与えるという、他人負罪型だけを導入したのです。これにはいろんな原因がありますが、裁判所にとって、自己負罪型を導入すると判断の範囲が狭められるということへのこだわりもあったのだと考えられますが、社会的に見ると大きな理由は、これまでの日本では自白するのは当たり前だった。そのため、罪を認めるからと言って、他の罪を勘弁してやるという発想は、社会的にはなかなか許容されないということが大きいと思います。罪を犯したのなら、それを認める、自白するのは当たり前のことだ。その当たり前のことをしただけで、なぜ罪が軽くなるのかという疑問です。他人の事を喋ったのであれば、それは自分の罪のこと以上のことを喋っているだから、その分、自分自身の罪が軽くなるのも分かる。しかし、自分自身のことで軽減の対象になるのはおかしい、というような社会的な考え方が背景にあるのだらうと思います。そのために他人負罪型だけが導入されたのです。

このように、自己負罪型を導入せず他人負罪型だけを導入するという、アメリカの制度からすると、跛行的な制度を導入したために、冤罪の危険性が高まったと思います。

なぜならば、自己負罪型があれば、まず自分の犯罪について喋って、それによって刑を軽くしてもらおうとします。ところが、日本の制度では、それでは軽くしてもらえないわけですから、何とかして他人を巻き込むしかない。そのため、

他人を巻き込むことで冤罪を発生させる危険性が極めて高い。それが日本版司法取引の特有の冤罪の危険性です。しかし、残念ながら、そのことの危険性に日弁連はほとんど気がつかず、司法取引の導入にあまり反対もしませんでした。これは、これからの運用の中で本当に真剣に考えていかないといけないことだろうと思います。

くしくも昨日、法人の処罰を免れる代わりに、社員をその処罰として差し出すような事件が日本版司法取引の第1号になったという話が報じられていましたが、これは驚きでした。だいたい、末端の人間が正直に上司の事を喋ったら、末端の人間は勘弁してやるという話だったのに、あべこべじゃないかと、批判されています。それは、根本的には、会社の側が自分の犯罪を認めただけでは処罰を軽減してもらえないからです。だから社員を差し出すしかない、結局そういうことになってしまうのです。第1号事件から、日本版司法取引の根本的な問題が端的に現れてしまったという感じがします。

VIII 冤罪再審問題と検察

これまでの通常審を中心とした、日本の刑事司法の特徴と検察の正義のことについてお話してきましたが、最後に冤罪再審問題と検察のことを少々話してみたいと思います。

この再審をめぐる構図として、まず頭に置いておくべきことは、三審制の刑事裁判を経て、確定判決が出されているということの重みです。それを社会的にどう評価するのかということが、やはり再審問題に関しては、極めて重要な事項になります。それは当然、無視することはできません。刑事司法の場で、三審制で、裁判が確定しているということを、これを軽々に扱うことはできないのです。これはある意味では社会的に見ても当然のことなのではないかと思います。有罪判決が確定しているという事実がほとんど意味のないこととして扱われ始めると、刑事司法そのものが崩壊してしまう。これは間違いがないと思います。しかし一方で、無辜を罰してはならない・冤罪は救済しないといけない。この二つの要請を、どう調和させていくのかというのは大変困難な問題です。そのことに関して、私はまず、三審制の刑事裁判、日本の刑事司法自体には大きなゆがんだ構

図がある、検察の正義を中心とする構図自体に問題がある、という点に目を向ける必要があると思います。基本的には刑事司法全体としてパフォーマンスは高いのですが、ひとたび検察の判断が間違った時には絶望的な状況になるという刑事司法の構図自体を直視することだと思います。

再審は、それを解決するための中心的な舞台ではありません。やはり、最も重要なことは、この再審・三審制の刑事司法そのものを、変えていくことです。それに加えて、過去に検察が判断を誤ったことで絶望的な状況になった冤罪被害者の人たちをどうしていくのかという点も、もちろん重要です。しかし、構造としては、まず刑事裁判そのものを変えていくことで、再審の構造は、その次の問題として考えられるべきだと思うのです。

再審開始の要件には、無罪判決を言い渡すべき証拠の新規性と明白性が求められています。これが要件になります。そこで、その検察の正義が再審や冤罪の問題にどのようなスタンスで臨むかと言うと、先ほどから言っているように、確定判決というのは、検察の正義による認定が、裁判の場で、裁判所にも追認されたということですから、検察はその判断を軽々に揺るがしてはならないというスタンスで臨みます。

例外的に、新たに明白な証拠が出てきたという場合には、実は検察の正義とバッティングしないのです。検察の正義というのは、それまでの確定審までの証拠に基づいて判断しています。その後に、そもそもこの通常裁判で確定審までには全然出てなかった全く別の証拠が出てきたというのであれば、それは検察の判断が間違ったということではない。確定審の判断それ自体が間違ったということではないと言い訳ができます。そのため、検察にとって最も抵抗がないのは、確定判決後に、それ自体で明白に無罪だと言えるような新証拠が出てきた場合です。誰が見てもそうだというような新証拠が出てくれば、それは、もともとの検察の判断が誤っていたわけではない。それが、足利事件の菅谷さんのようなケースです。さすがに検察も負けを認めざるを得ないということになるのです。

そうでない限り、それ自体で新規明白なものでなくて、そもそもの確定判決までの通常審の裁判が誤っているという話になると、検察の正義と正面からぶつかります。ですから、さきほど木谷先生が言われた、白鳥決定の考え方、解釈はいろいろ考えがあると思うのですが、それはなかなか検察には受け入れがたいものなのです。何らかの、その確定判決が疑わしいと思える証拠が出てきたら、

「疑わしきは被告人の利益に」という観点から確定判決が正しかったかどうかを全面的に見直すべきだという考え方には、検察は強く反発することになります。それが「検察の正義」が「冤罪の救済」と正面からぶつかる構図なのです。

新証拠ではあるのだけでも、明白と言えるかどうかが問題で、もともとの刑事事件がちょっとひどいのではないかという場合もあるわけです。ところが、もともと確な証拠もなく有罪ってなってしまうと、それを覆す明白な証拠を見つけることは非常に難しいです。有名な事件で帝銀事件というのがあります。何十年も冤罪を主張し、再審請求が繰り返されて、でも結局再審は認められませんでした。あれなども、元々ほとんど証拠らしきものがなく有罪になっているような感じがします。そうすると、余計に再審というものが難しいということになる。これは一つのパラドックスと言えるかもしれません。そう言った再審をめぐる構図の下で、今の再審には様々な問題があります。

証拠開示の問題は、先ほど言ったように、通常審に関する証拠の開示は、検察が全知全能の神のように全て適切に証拠全体を検討して判断したのだから、検察が必要だと判断した証拠以外のものを開示する必要がないという考え方が背景にあると思います。一方で、捜査段階・公判段階で証拠を弁護人に見せてしまうと罪証隠滅されるという理屈も出てくるわけですが、再審に関してはもうそういうことがなく、罪証隠滅もなにもないわけですから、開示をすることには、本来制約はないはずです。ですから、再審での証拠開示ができないという実質的な理由はないのです。あるとすれば、確定判決があるのだから、それは基本的に覆さないということしかない。それは再審制度を根本的に否定するもので、制度的に改めないといけない非常に重要な点だと思います。

それから、再審手続きが非公開だということですね。これも本来の再審の、その審理の構造からすると仕方ないことのようにも思いますけども、やはり袴田事件のようなケース、社会的にも影響の重大な事件が、本当に非公開の審理だけで結論が出ていいのかというのは疑問があります。再審開始決定に対する検察官の上訴・即時抗告をやめさせるべきだという意見も強いです。ここは微妙な問題です。私はむしろ、通常審の一審無罪判決に対する検察官の上訴を辞めさせる方が先決なのではないかと思います。通常審の方は、まさに美濃加茂市長事件がそうであるように、証人も全て直接取り調べて、被告人質問もして、直接心証を取った裁判所が、一審の裁判所です。それを、基本的には書面だけで判断する

控訴審が、そんなに簡単に有罪だとしていいのか、有罪判決を出すプロセスとしてあまりにそれは不公正ではないか、ということが強く言えます。それが先決だと思います。むしろ、再審開始決定に対する即時抗告というのは、証拠評価や判断のベースとなるものは、通常審の場合の一審と控訴審のような質的な違いはない。そういう面では、再審開始決定に対する検察官の上訴も問題ではあると思うのですが、それ以上に問題なのが、通常審における一審無罪判決にたいする検察官控訴の方ではないかと思います。

その意味では、先ほども言いましたように、通常の裁判手続きでまだまだ改めべきことはたくさんあり、それをしっかり進めていくことを通して、検察の正義が間違った時の絶望的な冤罪を、少しでもなくしていくことが重要なのではないかと私は思います。

IX 美濃加茂市長事件からみる日本の刑事司法制度

ということで、最後にお話しする、この美濃加茂事件というのは、ある意味では今までお話しした冤罪の構図というのが色々なところで特徴的に現れている事件です。

事件の概要は、こういったことです。二つの事実で起訴されました。ガスト美濃加茂店というところでの、10万円の受託収賄。そして、山家住吉店というところでの20万円の事前収賄です。美濃加茂市長はこの当時まだ市議会議員時代だったのですが、現職市長になってから、わずか合計30万円の賄賂額の収賄事件で起訴されました。贈賄供述だけが直接証拠です。当時の市長の藤井浩人氏は、一貫して授受を全面否認しました。そして、この事件の特徴は、賄賂の授受があったとされる現場に同席者がいたということです。同席者は一貫して、そういう賄賂のやり取りは見てないし、席も外してないと言っていました。その構図が、先ほどお話しした『司法記者』という推理小説で書いた特捜事件の構図と全く同じです。そういう時にはどうするのかというと、捜査機関側は、同席者に席を外したということを徹底的に追求して喋らせようとします。『司法記者』でも同じような場面が描かれています。席を外した間に現金授受があったとなると、一対一に持ち込めるわけです。席を外していなかったら二対一となり、捜査機関側

が圧倒的に不利なのです。

そういう、通常地方自治体の首長の贈収賄事件と比べると、極めて問題がある、証拠が希薄な事件だったわけです。

ただ、問題は、贈賄供述者の方が一貫してお金を渡したと言っている。なんでもいらないものを、自分がわざわざ贈賄の犯罪になるのに、そんな嘘をつくのか、というのが検察側の唯一の拠り所です。しかし、そこには、実は嘘をつく動機があったのです。この贈賄供述をした人物というのは、浄水プラントの業者で、その事業に関連して、金融機関から全くの架空の売上をでっち上げて、公文書、公印、私文書あらゆる物を偽造し、金の流れまで架空に作り上げて、多額の融資を引き出すという融資詐欺を働いていました。全部で実は4億円近くあったのですが、そのうちの僅か2000万円分だけが立件されている状況で、この贈賄自白を始めたのです。それ以降、警察の捜査が全てその贈収賄事件の方に向いてしまって、弁護人が指摘するまで、その融資詐欺の事件は大部分が不問にされていた。そのため、贈賄を供述することによって、捜査の方向がそっちの方に向かってしまって、多額の融資詐欺が不問に付されるという、この時点ではまだ導入されていなかった司法取引が、ヤミで行われたのと同じような、贈賄供述者側にとってのメリットがあったということなのです。

先ほど木谷先生のお話しかも出てきましたが、この事件では公判前整理手続をやりました。公判前整理手続は、裁判員裁判の時には必ずやらなくてはいけないのですが、この事件でも、かなり社会的にも重要で注目された事件ですし、争点が複雑だということで、公判前整理手続に付されました。そうすると、その類型証拠と言われる、基本的な証拠以外にも、弁護側が争点として掲げたものに関連する証拠は開示が請求できるのです。その開示請求には検察官も対応しなくてはいけないのです。我々弁護側は、多額の融資詐欺の大半が不起訴になっているのではないかという情報を掴んで、闇取引の疑いがあるということを、公判前整理手続で弁護側の主張として主張記載書面に掲げ、それに関連する証拠全ての開示を求めました。それによって、背景にこれだけ多額の融資詐欺が不起訴になっている、立件すらされていないということが明らかになったのです。そこから贈賄供述者の虚偽供述の動機を立証していきました。

それと、もう一つ問題だったのが、結局この贈賄供述者の供述が作り話ですから、作り話というのは最初に喋りだした時はいいのですけども、その後客観的な

事実とだんだん辻褄が合わなくなってきた、つじつまを合わせなくてはいけなくなるということです。最終的には綺麗な形になっていても、途中経過を見ると、自分が体験した事じゃない話をしている場面というものが出てくるのです。この事件でもそれが典型的に現れました。

贈賄供述者が最初に自白した時には、この4月2日のガスト美濃加茂店での10万円渡したという場面で、その場にいたのは2人という話だったのです。その当時、藤井氏と贈賄供述者の2人だったという調書が取られているのです。しかし、その後、話が変わって3人になりました。通常は、見られては困る人間がいたのかいなかったのか、こんな重要なことを忘れるわけがありません。その時、たまたま見せられていたメールには、2人しか出てこなかったから、2人だと思って「この場でお金を渡した」といういい加減な自白をしたのですが、結局その後に、飲食店のガストの伝票が出てきて、3人だということが分かった。つじつまを合わせないといけないのです。そういう辻褄合わせのために、検察官がその後、徹底して証人テスト、つまり、打合せをやり、弁護人からの反対尋問対策も含めて準備をして証言をさせたというのがこの事件の特徴です。本人がその証人テストと打ち合わせの状況について贈賄供述者自身が話しています。「一か月以上、連日、朝から晩まで、打ち合わせをしました。検察官からは、証人尋問のための打ち合わせだと思ってください、とはっきり言われました」と証言しているのです。こういうようなことが、今後司法取引導入後に、冤罪の疑いがある取引供述で、検察官が同じような方法で証人テストで供述を固めたら、本当か嘘か区別がつかなくなります。そういう意味では、今後の、司法取引、日本版司法取引の運用に関しても、重大な問題です。

それから、このケースに関して少しお話をしたいのが、先ほど木谷先生も仰っていた、人質司法の問題です。人質司法というのは、単に、その警察の監獄で囚われの身で自白を強要されるという、その問題だけではないのです。人質というのは、認めない限り、身柄が釈放されない、否認し続ける限りいつまでも身柄の拘束が続くというのが、人質司法と言うのです。この人質司法の状態に覚えのない罪で身柄拘束される苦痛は、これは誰だって大変な苦痛です。しかしそれ以上に大きな影響があるのは、こういうことです。政治家とりわけ地方自治体の首長などが収賄で逮捕された場合です。そういう場合は、大体こういう経過をたどるのです。見にも覚えのない収賄で逮捕されて、自分は身に覚えがないという

ことを訴え続けて、政治生命を維持できた首長はおそらく一人もいません。結局否認し続ける限り、検察官の立証が終わるまでずっと身柄が拘束され続けてきたというのが、これまでの刑事司法の実態だったのです。

なぜそういうことが可能になるかと言うと、こういうことなのです。逮捕勾留の要件、特に勾留の要件で、罪証隠滅の恐れというのが重要な要件になります。罪証隠滅の恐れがあると保釈も認められません。この罪証隠滅の恐れというのが極めて抽象的な理由で認められてきたのです。およそ否認している者は、誰かと口裏合わせをする可能性がある。あるいは、今一旦認めていても、その自白をひっくり返したら何かやる可能性がある。だから保釈すべきでないという意見だっただけで通っていたのです。裁判官はほとんどそれを認めてきていたのです。私も、検察官時代の経験から言わせてもらおうと、そのような裁判官の対応で大変助かっていました。検察官としては、無罪主張をしてほしくない。認めてくれると、検察官的には非常に手間が省ける。どうしても、だから検察官っていうのは否認事件、無罪主張事件では保釈に反対しようとするのです。そういう検察官の意見を、裁判所はほとんど全面的に認めてくれていました。これを根本的に改めていかなければいけないと思います。身に覚えのない犯罪なのに、身柄拘束の長期化をおそれて、しぶしぶ認めざるを得ないということで、公判で認めるというのが、冤罪を生む最悪のパターンです。そういう人質司法の構造を改めていかないと、冤罪が、これからもいろんな形で起きてしまうと思います。

本来はそういう面で裁判所がチェック機能をしっかり果たさないといけないのですが、裁判所はこれまであまりそういう機能を果たしてきませんでした。日本の裁判所はどちらかと言うと実体裁判重視でした。手続き面の判断というのは、なりたての新任の判事補が担当し、検察官の言うとおりに認めてきたというのが実態です。これから法曹をめざす皆さんの中に、裁判官になる人がいたら、勾留、保釈などの身柄拘束の判断が極めて重要だという認識を持ってもらいたいと思います。

時間もかなりオーバーしてしまいましたので、とりあえず、これで私の話は終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

X 質疑応答

質問者 1：第一部で木谷先生が、身柄拘束期間の短縮をすべきと仰っていました。被疑者の利益も重要ですが、真実発見という見地からも、元検察官として郷原先生は、現実的な問題として、被疑者の身柄拘束期間を短縮するというのは妥当と考えますか。

郷原先生：起訴前の勾留の 10 日プラス 10 日というのを短縮すべきという話はあまり現実的ではないと思います。おそらく木谷先生もそこよりは、むしろ起訴後の保釈が効かないことで、特に先ほど言ったように、人質司法と言われる否認事件での長期身柄拘束、それをなんとかすべきだというご意見をお持ちだと思います。そうであれば、私も全くその通りだと思います。

質問者 2：任意捜査については、どのようにお考えでしょうか。任意捜査についても何か月も続くことがあるというお話を伺いましたが。

郷原先生：任意捜査は強制権限でやっている話ではなく身柄拘束ではないので、それを途中で制限するとなかなか難しいですよ。ただ、任意ですから、例えば一か月間連日取調べを受けているっていう状況で、もういい加減にしてくれっていうのは弁護人の方から検察官に申し出ればいいわけで、それはいろんなやり方があり得ると思いますね。

質問者 3：証人テストについて、回数や時間に制限をすることは可能でしょうか。可能であるとして生じる弊害にはどのようなものがありますでしょうか。

郷原先生：証人テストとは、そもそもどういう目的のために行われるかということ、検察官が請求をした証人について、主尋問をきちんと効率的・合理的にやるために予め質問に対してどういう答えなのかということを確認しておく。そして、記憶が曖昧であったら、若干記憶喚起するようなことも必要になるという程度なんです。それによって証人尋問を合理的にやるというのが、本来の刑訴規則上の証人テストです。ところが実態はそうではなくて、取り分け特捜事件など

での証人テストというのは、全てリハーサルの的に証言内容を教え込み、その通りに証言させるという事を昔からやってきたわけですね。これはもう完全に本来の証人テストの範囲を逸脱している。特に問題なのは、今後司法取引が導入された後に虚偽供述の疑いがある場合にまでやると、虚偽供述というのは、一番虚偽かどうかを判断する重要なポイントは、供述経過なんですね。供述経過のところについて色々質問していくことが必要なのに、検察官が証人テストでガッチリ全部つじつまを合わせて説明させてしまうと、取引供述の信用性の判断ができなくなってしまいます。ですから、私は国会で参考人意見陳述した時にもそこを強調しました。少なくとも合意供述については、証人テストは禁止すべきだと。実際に禁止している国もあります。どうしてそれが日本の検察で慣例化したのかというと、そこには裁判所の要因もあって、最初にお話ししたように日本の刑事司法は精密司法です。事細かにあったことを全部立証させるというやり方です。裁判官はそれを証人に求めるわけです。大体の裁判官は、証人がスラスラ綺麗に証言をするように準備をしてほしいと思うんです。検察官にそういう風に証人尋問してほしい。その裁判官の求めに応じて証言させようとするすると証人テストが事実上必要になってしまいます。ですから、裁判所も、裁判官も発想を転換しないといけないということが言えます。特に弊害という面では、取引供述については絶対に証人テストを禁止すべきだと思います。ところが、実はその点については非常に関心が低い。日弁連サイドも全くそこを問題にしていません。そこは残念ですね。

XI 法曹を目指す学生へのメッセージ

裁判官を志される人、検察官を志される人、弁護士を志される人、それぞれで、自分がどういう能力を高めていきたいかということ、しっかり問題意識をもって取り組んでもらいたいです。

特に裁判官の場合は、あまり問題意識なく、ずっと大過なく過ごしていくと、木谷先生の言われるように、無罪判決を書こうということ自体がもう面倒臭くなるというか、そういう習慣から離れてしまう傾向がある。そして、そういう風に、今まで多くの裁判官は仕向けられてきたのではないかと思うところがあり

ます。今でも多分そうだと思いますが、司法研修所に入って最初の刑事裁判の起案というのは、近接所持の窃盗の事案で、証拠は本当に薄いのですが、これは間接事実で有罪判決を書くというのが正解になっています。そこで有罪判決が書けない人は、事実認定のセンスが悪いという話になる。そういったことから、少ない証拠でも有罪と判断するのが裁判官の技量だというような思い込みがどんどん高まってくるのではないかと思います。ですからその中で、やはりどんな形であれ、無罪判決を書かないといけないときはあるんだという前提で、無罪判決を書くことを常に意識しながらやる裁判官になってもらいたい。

検察官の場合は、もう私の経験してきたところですが、検察の組織の中に埋没していると、全く問題意識が持てなくなってしまう。検察の中で考えることがすべて正しいことのように思えてしまう。そういうような考え方に絶対馴染まないでもらいたい。

そして、やはり弁護士になられる方には、刑事弁護というのは何を指してどういう技量を身に付けていくべきかということ、ぜひ考えてもらいたいですね。まだまだ刑事弁護を中心になってやっていきたいという人が少ないと思いますが、ぜひそういったものに関心を持ってもらいたいです。以上です。